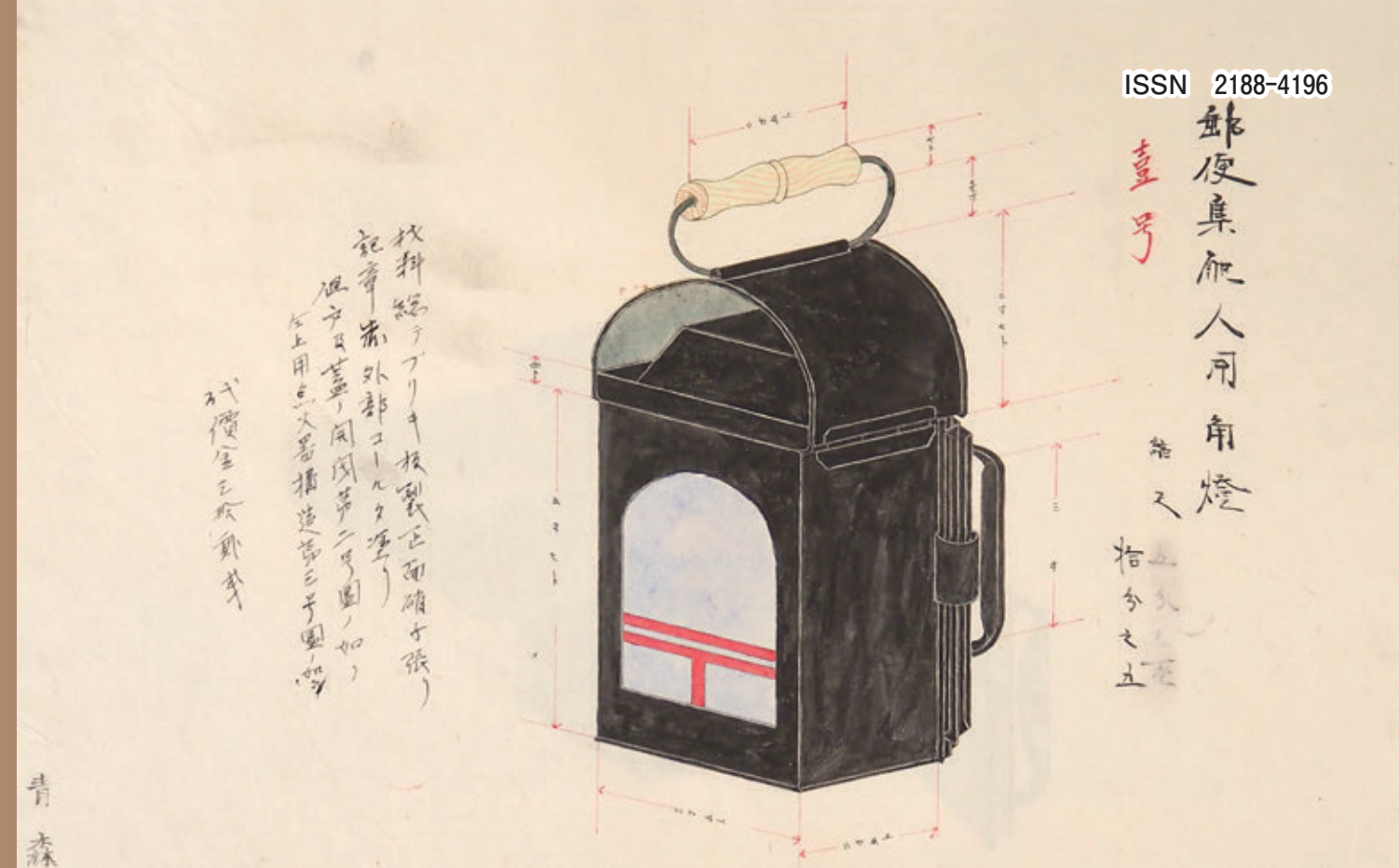


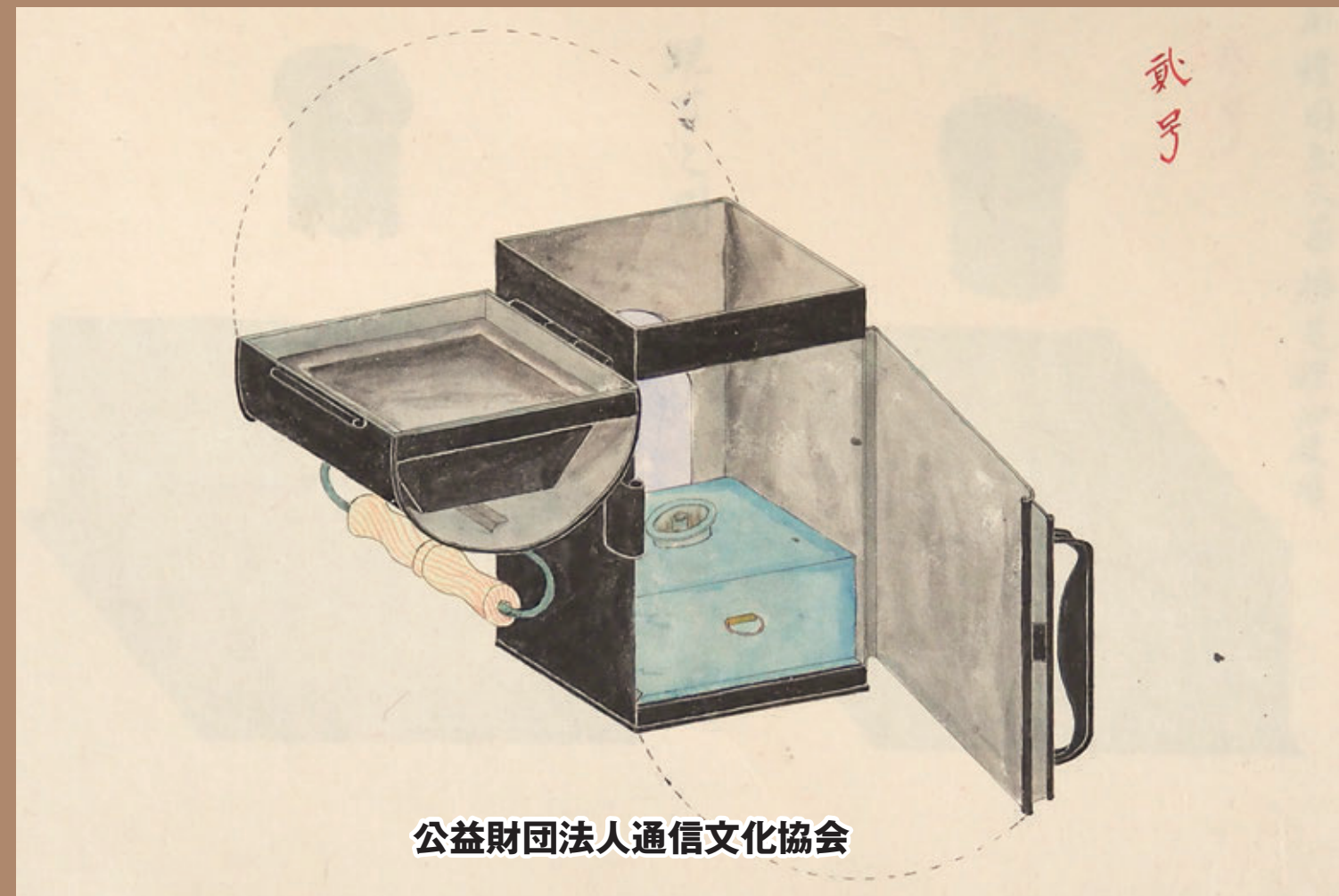


『郵政博物館 研究紀要』編集委員会編

郵政博物館 研究紀要

令和6年度 第16号 (2025年3月)

令和6年度 第16号 (2025年3月)



表紙解説

『郵便器具図』（郵政博物館収蔵）⁽¹⁾

表紙上部 青森郵便電信局「郵便集配人用角燈 壹号」（「證印記挾類之部」収録）

明治20（1887）年に二等郵便電信局となった青森局で調製された郵便集配人用の角灯。本器具については同局から3枚の図面が提出されており、本図はその外観を描いた1枚目である。基体はブリキ板にコールタールを塗装したもので、前面には赤色の通信徽章の入ったガラス板がはめ込まれている。法量は全高約1尺×前幅3寸5分×奥行2寸5分（約30×10.5×7.5cm）。「集配人用角灯」は、明治23年3月24日の公達第74号で「逋送集配人用角灯」に改正されているため、本図の制作年代はそれ以前と推測される。

表紙下部 青森郵便電信局「郵便集配人用角燈 貳号」（「證印記挾類之部」収録）

上図の次頁に綴られた図面で、蓋と背面扉を開いた状態が示されている。水色で描かれた箱状のものが点火器で、上部から燈心を挿し、内部の種油に浸して使用することが3枚目の図面に説明されている。柴田真哉筆『郵便取扱の図』（明治18年頃）には、暗がりのなか角灯で表札を確かめる集配人の姿が描かれている⁽²⁾。

明治18年6月4日の「郵便物集配等級規程」には、各局の取扱郵便物数に応じ、最大で毎日市内12回、市外1回の集配を行うことが定められている。具体的な時間は規定されていないが、明治30年頃の東京のある郵便電信支局では、一日の最初の収集（イ便）は深夜0時頃、2回目の収集（ロ便）は翌朝7時頃だったといい⁽³⁾、外務における角灯の必要性がうかがえる。

（編集事務局 倉地）

1 資料の概要は、本誌第14号と第15号（令和5、6年）の表紙解説を参照。
2 本誌第7号（平成28年）の表紙及び表紙解説を参照。
3 幾石錦鑫「郵便集配人（其二）」『交通』第157号、明治30年7月、38頁。